# 令和3年度再商品化実施委託単価について

### ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

<令和3年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

(1)相3中发行的出记入池女10中间9开口区池2							
		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥令和3年度
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの	再商品化実施
		見込量	委託単価		(千円)	再商品化実	委託単価
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×②) +	施委託申込	<b>≒</b> 4) <b>÷</b> 5
					3	見込量(ト	(円/トン)
						ン)	
ガラスびん	無色	103,300	6,100	87,277	717,407	158,800	4,600
	茶色	105,000	6,800	87,277	801,277	126,000	6,400
	その他色	136,500	12,900	87,277	1,848,127	105,700	17,500
ΡΕΤボトル		17,000	51,000	930,909	*992,309	220,000	4,500
紙製容器包装		11,000	10,000	345,121	455,121	29,920	16,000
プラスチック製容器包装		669,994	56,000	820,000	38,339,000	760,800	51,000

- 注1)上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆 有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収 入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)
- 注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。
- \* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 867,000(千円)</u>、協会経費 930,909 <u>(千円)</u>合算の <u>1,797,909 千円</u>となりますが、令和 3 年度有償収入に関わる<u>消費税相当額 805,600(千円)を</u> <u>充当</u>するため実質的な負担費用は、992,309 千円となります。

## (参考1) 令和2年度再商品化実施委託単価について

### <令和2年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥令和元年度
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの再	再商品化実施
		見込量	委託単価		(千円)	商品化実施	委託単価
		(トン)	(円/トン)		≒ (①×2) +	委託申込見	<b>4</b> ÷ <b>5</b>
					3	込量 (トン)	(円/トン)
ガラスびん	無色	106,000	5,400	82,992	655,392	154,900	4,300
	茶色	107,000	6,100	82,992	735,692	124,500	5,900
	その他色	132,000	10,100	82,992	1,416,192	103,500	13,700
P E Tボトル		9,300	53,000	1,158,849	*820,949	257,000	3,200
紙製容器包装		8,400	9,000	346,382	421,982	32,880	13,000
プラスチック製容器包装		663,654	53,000	738,000	35,912,000	741,000	49,000

### 注1)及び注2)については上記と同様。

\* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、<u>再商品化委託費用 492,900 (千円)</u>、協会経費 1,158,849 (千円) 合算の 1,651,749 千円となりますが、令和 2 年度有償収入に関わる<u>消費税相当額 830,800</u> (千円) を充当するため実質的な負担費用は、820,949 千円となります。

### (参考2) 平成31年度再商品化実施委託単価について

<平成31年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共消費税抜)

		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥平成 31 年
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの再	度再商品化実
		見込量	委託単価		(千円)	商品化実施	施委託単価
		(トン)	(円/トン)		≒ (1×2) +	委託申込見	<b>4</b> ÷ <b>5</b>
					3	込量 (トン)	(円/トン)
ガラスびん	無色	111,000	5,100	85,368	651,468	151,000	4,300
	茶色	113,000	5,800	85,368	740,768	124,000	6,000
	その他色	135,000	9,200	85,368	1,327,368	114,000	11,600
PETボトル		4,554	52,000	906,883	*505,986	258,000	2,000
紙製容器包装		4,400	6,500	350,248	378,848	31,900	12,000
プラスチック製容器包装		660,764	53,000	731,000	35,751,000	785,900	46,000

#### 注1)及び注2)については上記と同様。

\* P E Tボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 236,808 (千円)、協会経費 906,883 (千円) 合算の 1,143,691 千円となりますが、平成 31 年度有償収入に関わる消費税相当額 637,705 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、505,986 千円となります。